

改正概要説明書	
国名： アメリカ合衆国	法令名： 商標規則
改正情報： 2023 年 1 月 1 日版	
改正概要：	
<p>1. 商標手数料の項目追加</p> <p>・商標手数料の納付対象項目に、口頭審理、情報提供、取消・再審査の請願、取消・再審査における最後の拒絶理由以外の指令に対する応答期間延長請求、出願又は国際出願の指令に対する応答期間延長請求、国際登録の保護拡張請求の指令に対する応答期間延長請求を追加した（§ 2.6(a)(24) – (28)）。</p>	
<p>2. 代理人の指定に関する事項の追加</p> <p>・有資格実務家が虚偽・詐欺・錯誤により代理人として指定された場合は指定の効力を有さず指定は承認されない旨、この場合には通信先も無効である等の関連規定を追加した（§ 2.17(b)(4), § 2.18(a)(2)(iv), § 2.19(c)）。</p>	
<p>3. TEAS による監視義務の対象の追加</p> <p>・米国特許商標庁 (USPTO) の商標出願電子システム (TEAS) 上の状況について、出願人等は査定系取消・再審査手続開始後 3 月ごとに自己の状況を監視すべき義務の規定を追加した（§ 2.23）。</p>	
<p>4. 応答期間及び延長期限の明確化並びに延長に伴う手数料納付の義務化</p> <p>・庁指令の応答期限が、原則、出願が 3 月、国際登録の保護拡張が 6 月と定められ、応答期間延長を 3 月（最長 6 月）請求できる。さらに、応答期間内に請求が受理されること及び手数料が納付されることが延長請求の要件として規定された（§ 2.62(a)(1)）。</p>	
<p>USPTO の審査等の処理中断の規定の見直し</p> <p>・審査等の処理が中断した理由について USPTO は出願人等に情報提供するよう要求できる旨等を追加して規定を見直した（§ 2.67）。</p>	
<p>5. 査定系取消・再審査請求の規定の新設</p> <p>・米国商標近代化法 (Trademark Modernization Act) の成立を受け、使用されていない商標の登録を取り消す手段として第三者が請求できる査定系取消及び再審査請求についての規定を新設し、その要件と効果について具体的に示した規定を追加した（§ 2.91 – § 2.94）。</p> <p>・査定系取消・再審査請求について手数料の払戻の規定を新設した（§ 2.114(a)(2)）。</p> <p>・民事訴訟及び他の審判手続を中止する理由として査定系取消・再審査請求を含めた（§ 2.117(a)）。</p>	

- ・査定系取消・再審査請求の決定に対する審判請求についての規定を追加した（§ 2.141(a), § 2.141(b)(c), § 2.142(a), § 2.142(d)(2)）。
- ・査定系取消・再審査請求に対する審判の決定に対しては、合衆国連邦巡回控訴裁判所（CAFC）への上訴が可能であること、ただし、当該手続の登録人は民事訴訟の救済（法第 21 条(b)）の対象ではないことを規定した（§ 2.145）。
- ・査定系取消・再審査請求によって取り消された登録の回復等について、USPTO 長官に対して請願できる旨の規定を追加した（§ 2.146）。

6. 情報提供に関する規定の追加

- ・出願中の商標について、第三者が拒絶理由等に関する情報を提供することができる制度を新設し規定を設けた（§ 2.149）。

7. 宣誓書等の提出についての規定の整備

- ・宣誓書・宣誓供述書の不提出による登録の取消の規定に、提出要求の要件及び削除手数料に関する項目を追加した（§ 2.161(b)(c)）。

8. 悪意のない侵害の救済命令による処分の規定の追加

- ・出版社等による悪意のない侵害行為の救済（米国商標法第 37 条）に関し、裁判所の命令に基づく処分を USPTO に請求する場合の要件に係る規定を新設した（§ 2.177）。

9. 通信及び署名の規定の整備

- ・USPTO との通信において署名が必要な場合について、査定系取消・再審査に係る署名の要件を追加して整備した（§ 2.193）。

改正内容：

・ § 2.6(a)(24) - (28)

口頭審理、情報提供、取消・再審査の請願、取消・再審査における最後の拒絶理由以外の指令に対する応答期間延長請求、出願又は国際出願の指令に対する応答期間延長請求、国際登録の保護拡張請求の指令に対する応答期間延長請求について、新たな手数料が設定された。

・ § 2.17(b)(4)

有資格実務家が、虚偽、詐欺又は錯誤により代理人として指定された場合には、代理人として無効である旨が新たに規定された。

・ § 2.23

今般、新設された査定系取消、再審査及び情報提供については例外なく TEAS による電子的通信を義務づけ、査定系取消及び再審査の対象となった商標権者には自己の状態を 3 月ごとに監視する義務を新たに課した。

• § 2.62 (a)

出願に拘わる庁指令の応答期間に関する規定が改定された。

• § 2.67

処分の中断の対象となる規定の明確化及び中断理由について状況提供を庁が要求できることとした。また、最初の中断は長官の承認が必要との規定が廃止された。

• § 2.91

査定系取消又は再審査の請願に関する規定が新設された。

• § 2.92

査定系取消又は再審査の請願の開始に関する規定が新設された。

• § 2.93

査定系取消又は再審査手続に関する規定が新設された。

• § 2.94

査定系取消又は再審査の処分に関する規定が新設された。

• § 2.114 (a) (2)

査定系取消又は再審査の請願に応答なく取り消された場合、取消請願手数料を還付することができる旨の規定が新設された。

• § 2.117(a)

手続の中止に査定系取消又は再審査が追加され、上訴又は再審理の終結までが手続の終了期間であることが明確化された。

• § 2.141(a)

審判請求の期限に拘わる規定が改定された。

• § 2.141(b) (c)

査定系取消又は再審査について、審判請求することができること及びその終結についての規定が新設された

• § 2.142(a)

審判請求期間は、出願が最終拒絶日又は処分日から3月（最長6月の延長可能、§ 2.62(a)参照）、取消又は再審査手続が3月となった。

• § 2.142(d) (2)

査定系取消又は再審査手続の審判請求は、証拠追加ができない旨の規定が新設された。

• § 2.145

査定系取消又は再審査手続の不服申立はCAFCへの上訴に関する規定が新設された

• § 2.146

長官に対する請願の規定に査定系取消又は再審査に関する規定が追加された。

• § 2.149

係属中の出願に情報提供する際の詳細が新たに規定された。

• § 2.161 (b) (c)

情報提供、証拠物件、宣誓供述書又は宣言書及び見本の提出の要件；並びに商品、役務及び／又は区分の登録からの削除に係る手数料に関する規定が追加された。

• § 2.177

法第 37 条 (§ 1114) に定める救済手段に関する裁判所の処分について、処分を求める請求者が USPTO に提出する請求の詳細が新たに規定された。

• § 2.193

商標の通信及び署名の規定において査定系取消又は再審査に関する規定が追加された。